

平成 27 年度第 2 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 10 月 22 日 (木) 14 : 30 ~ 17 : 00

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 長野県境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝 (委員長)
亀 山 章
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
野見山 哲 生

5 欠席委員 (五十音順)

大 窪 久美子
中 村 寛 志
中 村 雅 彦
花 里 孝 幸

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成27年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守して下さるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。大窪委員、中村寛志委員、中村雅彦委員及び花里委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は時間の設定が遅めになっており、お帰りの時間に御不便をおかけすることもあるかと思いますが御容赦のほどお願いいたします。

では早速、議事に入らせていただきますので御協力のほどお願いいたします。

最初に本日の会議の進行予定と資料の確認について事務局からよろしくお願いいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日は、最初に議事(1)の「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について」、資料1から資料4により事務局から説明し、御議論いただきます。

続いて、議事の「その他」において、JR東海が提出した動植物の確認調査結果の県の助言に対する事業者見解について、事務局から説明し御議論いただき、概ね17時には会議を終了する予定としています。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第にも記載のとおりお手元に資料1から資料5を配布させていただいています。

資料1「長野県環境影響評価条例に改正につて」は、10月13日付けで改正された条例の説明資料であり、補足資料として資料1-1、1-2を添付しています。

資料2「技術指針及び技術指針マニュアルの改正について」は、条例改正に伴い必要となる技術指針改正事項をまとめた資料であり、補足資料として資料2-1から資料2-4を添付しています。

資料3「技術指針(素案)」は、資料2を踏まえ事務局において作成した技術指針を見直し(素案)になります。

資料4「技術指針マニュアル(資料編)修正案」は、地域特性を把握するための予備調査において使用される主な既存文献等について、県関係機関に照会をし、内容を更新したものとなります。合わせて、委員の皆様には現行の技術指針マニュアル全体をフラットファイルで配布させていただいています。その最後に資料4を綴じて配布させていただいていますので、よろしくお願いいたします。

資料5は、議事(2)のその他において説明する、動植物に係る確認調査結果への知

事の助言に対してJR東海から示された対応方針になります。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。お手元の資料の不足等はありませんか。よろしいですか。それでは議事に入らせていただきます。議事の(1)「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について」の議題です。

では、まず資料1の説明を事務局からお願いいたします。

事務局

長野県環境部環境政策課課長の林でございます。

林

条例の改正の説明を申し上げる前に、前回の技術委員会での環境影響評価条例の見直しの方向性について説明申し上げましたが、説明に不十分な点があったこと、こちらでお諮りする位置づけが不明確だったこと等、大変ご迷惑をお掛けいたしました。この場をお借りし、改めてお詫び申し上げます。改正内容につきましては担当より説明をいたしますが、今後このようなことが無いように注意をまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

仙波

それでは資料1について説明をさせていただきます。資料1「長野県環境影響評価条例の改正について」を御覧ください。

条例改正につきましては、前回の委員会の後、アセスメント条例対象規模未滿となる事業への対応や、一定期間運用した後の規模要件の見直し等について補足資料をお送りし、一部の委員の方には個別に御説明を伺うなどして御意見をいただきました。最終的にはアセスメントの規模要件について、規模要件未滿の事業に対して市町村が独自に対応するためのモデル条例や対応マニュアルの検討を、条例改正と並行して県と市町村が連携して進めていることを御説明して御了解をいただきましたので、9月議会に改正条例案を提出し、去る10月13日に公布されたところです。

改正条例の内容のうち計画段階環境配慮書手続の導入については来年10月1日から、それ以外の条例対象事業の追加等の改正については来年1月13日から施行されますが、それまでにモデル条例や対応マニュアルの内容も固め、アセス条例と一体として対応していくことを予定していますので、よろしくお願いいたします。

本日は、環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について御議論をいただきますが、まず条例改正の内容について説明をさせていただきます。資料1「長野県環境影響評価条例の改正について」を御覧ください。

改正の理由は「1 改正の理由」に記載されていますとおり、環境影響評価法の改正により法対象事業への新たな手続が導入されたこと、環境影響評価制度の運用を通じ明らかとなった課題へ対応をすること、従来想定していなかった種類の事業による大規模開発の対応を図ること、以上の理由から条例の改正を行いました。

「2 主な改正内容」を御覧ください。(1) 法改正に伴う手続の導入ですが、一番大きな内容は計画段階環境配慮書手続の導入になります。こちらは事業の検討段階から環境配慮を行うことで、事業の実施に伴う環境影響への一層の回避・軽減を図ることができることから、積極的に導入をしていく方向で改正をしています。具体的には記載のとおりですが、配慮書作成について条例の第1種事業は作成を義務付けます。条例第2種事業は法の第2種事業では任意の規定となっていますが、国・地方公共団体等は義務付け、それ以外は努力義務にします。法の第2種事業については、法では任意規定となっているため配慮書手続を実施しない場合がありますが、その場合も法の第2種事業がその後に行う判定手続で条例対象事業になることもありますので、条例と同様に取り扱

うこととしています。計画段階環境配慮書を作成した場合は、住民・市町村等の意見聴取が重要になりますので、記載の手続についても義務付けていきます。これは法では努力義務となっていますが、「知事意見の提出」、「住民・関係市町村等の意見聴取」を義務付けてまいります。

イその他の法改正に伴う手続の導入について、法改正の中で方法書について要約書を作成し説明会を開催することが義務化されており、同様に条例でも義務化をしていきます。環境影響評価図書の電子縦覧の義務化として、配慮書から方法書、準備書、評価書まですべての図書の電子縦覧を義務化していきます。こちらについて県の条例の特徴的な部分として、通常は電子縦覧は事業者の事務として義務付けていますが、県の義務として実施することにしています。1つは事業者の負担が軽減される部分もありますが、県のホームページで公表することにより長期間に渡り公開することが可能となり、他の事業者がアセスメント事例として活用することが容易になることから、県の事業として実施していくことにしたものです。

次に裏面をお願いいたします。(2) 環境影響評価手続の充実について、こちらは県環境影響評価条例が平成 11 年に施行されましたが、これまでの運用の中で明らかとなった課題に対応するため、環境影響評価手続の充実を図ります。特に記載の2点で、1つは事後調査に係る手続の充実です。環境影響評価書までの手続は、事業実施前の実施であり一定の不確実性を伴うことから、その後に実施する事後調査の重要性に鑑み、次の手続を導入いたします。1つは事後調査計画書の作成で、事後調査計画書を作成、公表し、知事意見を提出する手続です。事後調査報告書については、現在も提出を求め、知事が意見を述べる手続がありますが、それに加え公表、住民・関係市町村等の意見聴取の手続を導入いたします。もう一つは法対象事業に対する条例手続の適用の拡大です。こちらは条例対象事業より規模が大きい法対象事業に対し条例独自の手続の適用を拡大するものです。内容としては、事後調査に関する手続、事業着手、事業完了等の報告、必要な手続を実施しない場合の勧告・公表を行う手続を新たに法対象事業に適用します。現行では、技術委員会からの意見聴取、そして準備書段階における公聴会の開催の2つしか法対象事業に対する条例手続の適用がありませんでしたが、大幅に拡大をいたします。

この他にも記載はありませんが第2種事業の判定、いわゆるスクリーニングの際に、技術委員会の意見を聴取する規定も新たに設けています。そして知事が方法書、準備書等で意見を述べる際に、県の技術指針に配慮する規定を設けており、法対象事業について県の技術指針に対し一定の配慮がなされるような規定を設けています。

(3) 条例対象事業の拡大として、電気工作物の建設について新たに条例で区分を設け、規則で、水力、地熱、太陽光、送電線路を新たに追加いたしました。風力発電所は規模要件を現行より下げています。対象の規模要件は記載のとおり、法対象事業となっているものは法の第1種事業の半分に設定をしています。太陽光発電、送電線路は他の都道府県の状況や他の条例の大規模開発事業の規模要件等を勘案しながら厳しい要件を設定いたしました。

工作物の用に供する一団の土地の造成は、従来の条例の面的開発事業というのが、例えば工業団地の造成や住宅団地の造成等、一定の目的のものに対して規模要件を規定していましたが、事業の種類に関わらず一定規模以上のものを対象にしていくため新たに設けました。これにより今後、現状で想定されないような新たな大規模開発事業が出現した場合にも、この規定により対応できるようになると考えています。

「3 施行期日」について、計画段階環境配慮書手続は新たな手続の追加となるため、1年程度の周知期間を置き、平成 28 年 10 月 1 日から施行する予定です。それ以外につ

いては公布の日より起算し3ヶ月を経過した日とし、平成28年1月13日から施行いたします。また、施行規則の改正は、対象事業の追加に関わる部分については10月13日の条例改正と同時に公布いたしました。それ以外は11月下旬頃を目途に現在作業を行っています。

次に資料1-1を御覧ください。こちらは条例の改正前と改正後の手続の流れを比較した資料で、新たに改正で加わった部分は網掛けで表示しています。御覧いただくと分かるように、配慮書手続が追加されているのと、一番下の事後調査の手続で事後調査計画書、事後調査報告書に対する公告縦覧、意見聴取が追加されています。そして、技術委員会に御意見をお聴きする部分に関してもいくつか追加をしており、1つは配慮書手続です。知事意見を述べる際に技術委員会の御意見をお聴きする流れとなります。それから第2種事業の判定手続について、これまでは市町村長の意見のみをお伺いしていましたが、今後は技術委員会の御意見もお聴きする流れとなります。また、方法書の手続では、住民意見の送付から90日以内に知事意見を述べる規定自体は変更していませんが、※で記載しています配慮書が作成された場合は速やかに知事意見を述べるように努める規定を新たに設けています。これにより第2種事業について、民間事業は努力規定ですが、後の手続で短縮が図れる部分も設け、できるだけ多くの事業者に配慮書手続を行っていただくように考えています。

事後調査計画書の作成は、評価書の公告よりそれほど時間を置かずに着手している場合で、内容に変更がない場合は省略できる規定を設けています。そして事後調査計画書についても公表をし、知事の意見を述べる手続を設けています。

最後の事後調査報告書は、現状でも作成をいただき、原則年1回提出をしていただく形で、事業完了後、一定期間実施をしています。これに対し、事後調査報告書を公表、公告縦覧する手続を設け、さらに環境保全の見地からの住民意見や市町村長の意見を求め、技術委員会の意見もお聴きし、必要な場合に知事の措置要請を実施いたします。こちらは、現在着手している事業に対しても適用し、通常、前年度分を翌年の6月30日までに報告するようになっていきますので、7月頃の技術委員会で予め送付した事後調査報告書に対し御意見をいただく形で、年1回まとめて行うことを考えています。

次に資料1-2ですが、この中の二重の枠で囲ってある箇所が新たに追加された部分となります。これまで、法と比べ電気工作物である発電所の規定が少なかった訳ですが、原子力発電を除き同様の対象事業とし、それに加え太陽光発電、送電線路も追加いたしました。資料1の説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

では今、ご説明をいただいた資料1についての質疑をさせていただきたいと思いますが、冒頭で林課長から前回のこの委員会における進行上の問題について、お詫びの御発言がありましたが、私も事前に事務局との打ち合わせが十分になされていない状態で委員会の進行を務めました関係で、議論が一部紛糾するような状況がありました。私からもお詫び申し上げます。では資料1、1-1、1-2につきまして、これは確認のための資料との位置づけになりますが、御質問や御発言を承ります。亀山委員どうぞ。

亀山委員

技術委員会が意見を言えるのは、方法書から準備書までの段階、その後は事後調査報告書の段階となっています。事業完了までの間にどういった調査が必要か、どういった評価が必要かということについて技術委員会の意見を言えないことについて気になります。

事務局
仙波

基本的には準備書の段階で、事後調査計画を準備書に記載し、それに対して十分に御審議いただき、技術委員会の意見を踏まえた上で修正した内容が評価書の事後調査計画として定められることになっております。事後調査計画書の作成を新たに設けましたが、リニアの事例のように評価書の段階でも事業計画の詳細が固まらないという事業があったことから設けたものです。通常の廃棄物焼却施設等の案件では、先ほど事後調査計画の内容が変わりが無ければ計画書の作成を省略できると申し上げましたが、その対応となるのではないかと考えております。つまり、事後調査計画書について技術委員会の意見聴取の規定がない点につきましては、準備書の段階で十分に御意見をいただいておりますので、この段階で意見を述べるときにあえて条例の規定としては必要がないと考えたところでございます。しかし、リニアのような事例の場合は、当然この段階でも意見をお聴きすることを想定しており、従来条例上は技術委員会の意見の聴取について聴取事項を限定した規定になっておりましたが、必要に応じて聴くことができる規定といたしました。それから、事後調査報告書についてですが、法では原則として事業の完了後に1回だけ提出することとなっておりますが、条例では事業着手後毎年1回提出することとなります。完了まで5年かかるとすれば5回提出され、供用後の事後調査に対しても報告書が出されます。着手後毎年1回報告書が出てきて、それに対して技術委員会の意見をお聴きしながら進めていくこととなります。

片谷委員長

若干補足をさせていただくと、他県でも事後調査計画書について、技術委員会に相当する会議を必ず開いているという例は少なく、個別に委員の意見を聴いたりする方法で補われている例のほうが多いと認識しています。正確なデータでなくて結構ですが、他県の状況はどうなっていますか。

事務局
仙波

条例の規定上、事後調査計画書に対して技術委員会の意見を聴いている自治体はかなり少ないです。

片谷委員長

現地で測定をする場合の事後調査ポイントの選定は、通常は予測評価の対象地点で測定しますが、状況によってそれができない場合にその分野の専門の委員の意見を聴いたりしている例はかなりあると認識しています。長野県では、義務としてはないけれども、委員の意見は随時聴くことができる仕組みになっているということです。亀山委員よろしいでしょうか。

他の質問、ご意見を受けまわります。よろしいでしょうか。それでは資料2から資料4までについての説明を事務局からお願いします。

事務局
仙波

資料2「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について」を御覧ください。本日は、技術指針マニュアルは資料編の改正の部分のみお示ししていますので、技術指針の御議論を中心をお願いしたいと思います。技術指針マニュアルについては次回以降に議論をさせていただきたいと思っております。

はじめに参考資料を御覧ください。技術指針は、条例第4条第1項「知事は既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要であると認められる技術的な指針を定めなければならない」に基づき定めています。制定、改正した際には、長野県告示として公表をする扱いとしています。そして、技術指針マニュアルは技術指針の内容を具体的に解説したものとなります。長野県の場合は、条例制定以前に昭和59年より要綱に基づくアセスメントを実施していましたが、この際にも技術指針マニュアルを策定しており、技術指針と一体的に運用し、対応してま

いりました。

条例は平成10年3月に公布されましたが、技術指針については当時の技術委員会で御審議をいただいて策定し、平成10年9月に告示いたしました。環境要素の部分は後ほどお話しをいたしますが全18項目としており、こちらは現在も変更はありません。技術指針マニュアルについても、技術委員会の御審議をいただき、最終的に平成11年6月に技術指針マニュアルを策定して条例が施行されました。資料の中ほどに記載がありますが、それ以降、技術指針や技術指針マニュアルについて、低周波空気振動を低周波音に変更したことや、平成19年に風力発電の追加に合わせて国の基本的事項の改正があり、それに合わせて平成19年8月に風力発電の追加に伴う対応やベスト追求の推進などの改正を行い現在に至ります。今回、条例改正や国の基本的事項の改正で計画段階配慮書の規定も整備されましたので、その改正を予定しています。

資料2にお戻りください。今回技術指針や技術指針マニュアルを改正する必要性ですが、「1 改正の必要性」に記載のとおり、条例改正に伴い計画段階環境配慮書や対象事業の追加がありましたので、それに対応する新たな技術的な事項を定めるためです。それから、条例制定当初より環境要素は名称の変更があったものの追加等はありませんでしたので、今回の改正に合わせて環境要素の種類の見直しや追加についても検討をしたいと考えています。

「2 主な検討内容」を御覧ください。(1) 条例改正に伴う検討ですが、計画段階環境配慮書の記載を追加することが一番大きな内容になります。計画段階環境配慮書は現状、23都道府県、13政令市で導入されていますが、徳島県は平成27年6月1日より施行しており技術指針については未改正となっていますので、現状、配慮書を導入して技術指針を策定しているのは22都道府県、13政令市となります。いくつか検討すべき内容があり、それをアとイに記載しています。配慮書段階の複数案の設定について、位置・規模に関する複数案にするのか、建築物の構造、配置に関する複数案にするのかという部分があります。そのどちらを優先するのか、位置・規模の方がより早期の段階になる訳ですが、位置・規模の複数案を優先するとの規定を置いているところが19道府県、6市ございます。次に、ゼロ・オプションの規定について、ゼロ・オプションとは※2に記載していますが、事業目的の達成が可能で、環境影響評価法又は条例の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の1つとして捉えるものとなります。「対象事業種」という書き方をしていますので、例えば規模要件から外れることで対象外事業になるものはゼロ・オプションに含まれません。このゼロ・オプションについて、複数案に含むように努めると規定をしているところが20道府県、9市となっております。複数案及びゼロ・オプションを設定しないということも理由があれば認められますが、その理由について明記をする規定を設けているところが20都道府県、11市となります。

イの計画段階配慮事項及び調査、予測及び評価についての検討事項は、配慮事項の選定理由の明記と、配慮書手続の対象とする時期は工事中と供用時の両方を対象とするのか、調査等の手法の選定理由の明記、予測の不確実性の程度等の整理、ティアリングに関する規定となります。ティアリングとは※3に記載していますが、配慮書手続で実施した結果や住民意見を聴取した内容を、方法書以降の手続を効率的かつ合理的に行うために活用・反映していくことです。

アとイの内容ですが、基本的には多くの自治体で導入していますので、本県においても同様の記載をしたいと考えております。技術指針に記載しているものと、今後マニュアルに記載する予定のものがありますが、いずれも対応をしていきたいと考えています。その他、事後調査計画書を作成することを条例に新たに規定しましたので、その内容を新たに技術指針に追加しています。

ただ今申し上げた他県の状況は、資料2-2に一覧表として整理しています。細かく説明はいたしません、一番上にある「基本的事項」は、環境大臣が定める主務大臣が技術指針に定めるべき事項を記載したものです。法対象事業では、県の技術指針にあたるものをそれぞれの事業を所管する大臣が定めることになっており、その主務省令を主務大臣が定めるにあたって、どのようなもの定めるべきか、どのようなものを記載すべきかを規定したものが基本的事項になります。その下の、廃棄物処分場、発電所、道路は代表的な例として主務省令の内容を記載したものです。その下には配慮書を導入している都道府県、政令市の状況を記載しております。

次に資料2の2(2)環境要素の種類の見直しについては、資料2-3を御覧ください。環境要素について、長野県の場合は技術指針の中で環境要素を定めていますが、他県の場合は条例に規定している場合や、施行規則で規定している場合もあります。どの環境要素を対象としているのかを一覧で示したのが資料2-3です。長野県の状況を御覧いただくと、例えば地形・地質の部分で「土地の安定性」も対象とするなど、他県より細かく対象としている部分もありますが、ほぼ他県と同様に環境要素を定めています。表の中ほどの少し右寄りに「電波障害」と「日照障害」があります。この2つは他県で多く設定されているにも拘わらず長野県では対象にしておりません。電波障害は18都道府県・15政令市、日照障害は41都道府県・18政令市で環境要素としていますので、こちらについては加える方向で検討をしています。その右側の「光害」は対象としているのは6県2市と少ないですが、本県の場合は地域特性を勘案すると対象にすべきと考えますので、光害も新たに加えています。一番右側に「放射線の量」があります。こちらは資料2-4を添付してありますが、国でも福島原発の事故を受け、それまで放射性物質を環境関連法では対象としていませんでしたが、事故に由来する放射性物質は環境関連法でも対象とする法律が平成25年6月に公布されました。環境影響評価法でも放射性物質の除外規定を削除する改正が平成27年6月1日より施行されましたので、新たに国の基本的事項に環境要素として放射線の量が追加されました。資料2-4の中ほどに、当面の課題として対応が求められる事故由来放射性物質を対象に、福島原発周辺の避難指示区域等で対象事業を実施する場合を1つの目安とし、具体的には土地の開発事業で土地の形状変更等が行われる場合に、それに伴い放射性物質が拡散・流出する恐れがあることからアセスメントの対象にするという考え方が示されています。他県の状況をみると、改正をされてから間もないこともあるかもしれませんが、県レベルで福島県、山梨県、熊本県の県のみで対象としています。長野県の場合、一部のごみ焼却施設で焼却に伴い焼却灰や飛灰に濃縮された放射性物質が検出される状況がありますが、大きな影響が生じている訳ではありません。この放射線の量について長野県の技術指針でどのように扱っていけばよいのか、御議論や御意見をいただきたいと考えております。

その他の改正内容として、環境保全のための措置について、今まで「保全対策」と略して技術指針等に記載していました。一般的には「環境保全措置」が使われていますので、保全対策を環境保全措置に修正する変更も合わせて行っています。

改正のスケジュールですが、この技術指針は条例第4条第3項において、「知事は技術指針を定め、又は変更しようとするときは予め技術委員会の意見を聴かなければならない」と規定されています。本日の技術委員で御審議をいただき、12月の技術委員会までには技術指針及び技術指針マニュアルの改正を行いたいと考えています。

つづいて、資料3を御覧ください。こちらは資料2の検討を踏まえた技術指針の素案であり、事務局で技術指針改正のたたき台として作成いたしました。青字で記載してあるところが新たに追加した部分で、赤字で取消線があるところが削除をした部分です。計画段階環境配慮手続を追加したことに伴う規定の追加が青字の部分の主な内容です。

全体について細かく説明いたしません、ポイントのみ説明をさせていただきます。改正部分ではありませんが、第1の趣旨で「この技術指針は対象事業に共通するものとして定める」との位置づけがあり、特定の事業だけに対象になるような環境要素について、基本的には技術指針の中では環境要素として記載しておりません。第1の2の下部分には「必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする」との規定がありますので、技術指針に記載のない環境要素についても事業の特性に応じて事業者が対応してきたのがこれまでの流れです。しかし、今回、多くの都道府県で設定している環境要素という観点で新たに項目を追加いたしました。そして、第3で、「環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第1に掲げるとおりとする」と記載しており、ここで環境要素を規定しています。11ページの別表第1になりますが、環境影響評価の対象とする環境要素で、今回青字で記載してあるその他の環境要素の中で電波障害、日照障害、光害の追加をいたしました。放射線の量については対象とすべきかどうかを御意見等いただければと思います。

戻っていただき、1ページの第4の環境影響評価等の実施手順以下が今回の技術指針の改正の主な部分になります。「1 配慮書の作成について」で配慮書に係る内容を追加しています。先ほど申し上げた複数案を設定しない場合の理由の明記の部分と複数案について設定することを基本とするとの内容を(2)で記載をしています。単一案は理由を明らかにすれば認められますが、基本的には複数案を設定することが現実的でない場合に単一案を認めることを考えており、その辺りの内容はマニュアルで細かく規定をする予定です。ここでは、複数案を設定しない場合はその理由を明らかにすることを規定しています。

2ページが、配慮書を作成する手続です。基本的には方法書の段階と同様に書類により予備調査を行ない、その中で重大な影響を受ける環境要素を計画段階配慮事項として整理をしています。それに基づき、計画段階配慮書事項に係る調査、予測、評価の実施を(6)に規定をしています。内容については、国の基本的事項を参考としている部分、他県で既に改正されている技術指針を参考にしている部分、今までの本県の技術指針の方法書等の記載を参考にしている部分があります。

「2 方法書の作成について」で3ページに追加している内容は、「計画段階配慮事項の検討を行った場合には、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見を勘案し、配慮書についての環境の保全の検知からの意見を有する者の意見、住民意見等を配意して事業計画の概要を作成する」ということで、方法書の前段階で行われた配慮書手続を方法書における事業計画に反映することを規定しています。

先ほどの環境保全措置については、「3番 準備書の作成について」の(4)予測において、環境保全のための措置をこれまでは「以下『保全対策』という」としていましたが、ここは一般的な名称で「環境保全措置」と略称を変更しており、以下、保全対策の部分全て置き換える修正をいたしました。

続いて、4ページの(8)事後調査計画では、これまでも準備書で事後調査計画を記載していましたのでこの部分はそのまま規定として置いています。新たに条例を改正した事後調査計画書の作成については、5番に新たに追加し「事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ、評価書における事後調査計画を見直し、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成する」と規定をしています。

「6 事後調査報告書の作成について」は、今までの規定が少ない部分がありましたので、より細かく規定をいたしました。(1)事後調査のところで「予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、事後調査計画書に対する知事意見を勘案した上で、事後調査計画を再検討し、当該計画(事後調査計画書を作成していない場合

は、環境影響評価書に記載された事後調査計画)に基づき事後調査を行い、その結果を整理する」と位置づけを明確にいたしました。

5ページを御覧ください。5ページに「第5 計画段階配慮事項並びに調査予測及び評価の手法の選定」の項目を新たに設け、具体的な計画段階配慮事項の選定等について規定しています。こちらについて、基本的には方法書と同様に、第5の1の4行目に「その結果及び理由を様式に準じてまとめる」としています。検討した内容を整理する様式については18ページを御覧ください。これまで方法書や準備書で作成いただいていた様式ですが、環境要素が上の項目となり、右側の「工事による影響」と「存在・供用による影響」のそれぞれの区分に応じて要因を整理し、どの環境要素を選定するかを表として整理するものになります。こちらの様式で配慮書段階についてもまとめていただき、重大な環境影響を抽出いたします。この様式の修正については、現在追加を予定している「その他の環境要素」を環境要素の一番右に追加をしています。そして、「工作物の撤去・廃棄」は工事中については今までも記載がありましたが、供用後に工作物を撤去・廃棄することが予定されている場合はアセスメントの対象として含めることを明確にする意味で、存在・供用にも追加して記載をいたしました。

5ページにお戻りください。第5の1の5行目以降「この場合において、計画段階配慮事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合」これは工事にあたり撤去する場合です。そしてそれ以降「又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響要因についても整理するものとする」としてこの部分を明確に規定しています。特に、太陽光発電の場合は固定価格買取制度の20年間の終了した後、パネルを撤去することが計画の中で明確に定まっている場合がありますので、その場合は撤去に関しても環境影響評価の対象にすることになります。第5の3(2)では「計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるよう整理すること」とし、先ほどの資料2でお示ししましたが選定理由の明記を規定しています。

6ページを御覧ください。ここからは方法書以降の手続となります。「第6 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について」で、先ほどの配慮書の段階と同様に事業実施後に行われる工作物の撤去又は廃棄についても対象とすることを明確にしています。そして、4(4)で「専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理するものとする。また、専門家の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする」については、これまでも求めている部分ではありますが、技術指針でも明記し根拠を明確にしました。

次に9ページを御覧ください。上のところで、環境保全措置の規定ですが第9の2(1)の続きになります。配慮書手続が導入されたことに伴い、環境保全措置についても段階的に検討が行われることになります。段階的な検討内容について、具体的な内容を明らかにすることをここに記載し、配慮書手続からどのような検討が行われたのか、環境保全措置についても明確にできるように規定をいたしました。

9ページの第11が今回追加する事後調査計画についての記載の追加になります。内容としては、基本的には事後調査の項目の選定については環境影響評価の項目の選定と同様に行うこととし、その内容に準じて記載をしています。

10ページの「第12 事後調査」については、今までの規定から大きく変更している部分はありません。具体的なそれぞれの環境要素毎の事後調査の規定については、それぞれマニュアルの中で規定しておりますので、今後のマニュアルの改正の中で必要な部分は見直しをしていきます。

次に、別表第3、13ページ以降で調査・予測の手法をそれぞれ表形式で整理をしています。変更があるのが17ページです。まず、廃棄物等と温室効果ガス等について、今まで調査の部分、左側の4つの項目を全て同じ内容とし、細かく調査方法の規定をせずに廃棄物であれば「廃棄物及び残土等の副産物の種類毎の発生量及びリサイクル量について予測するために必要な調査を行なう」と記載していましたが、できる限り調査の内容・方法等を個別に記載する方向で見直しを行い、それぞれ記載をいたしました。温室効果ガスについても同様です。

そして、その他の環境項目として今回追加を検討しております電波障害、日照障害、光害について他県の状況等も見ながら記載をいたしました。以上が、技術指針の素案における主な改正内容についてです。

最後に資料4を御覧ください。委員の皆様にはフラットファイルの最後に綴じてあります。こちらは主な既存文献等であり、技術指針マニュアルの資料編となります。今の段階では、庁内の関係課に確認して必要な修正をしたものをお示ししています。先ほどの技術指針と同様に削除した部分は赤で、追記した部分は青で示しています。しかし、まだ検討が足りていない部分があり、さらに新しいデータや新しい資料がそれぞれの環境要素毎にあるかと思えます。この部分については、事業者の方がアセスメントを実施する上で重要な部分であり、できる限り最新のものも含めて載せていきたいと考えていますので、御確認をよろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。資料2から資料4まで通して説明していただきました。では、質疑に入りたいと存じます。資料2と2-1、2-2、2-3について、御質問や御発言をお願いいたします。

資料2に関しては、まず(1)条例改正に伴う検討事項として①のA、イと②が挙がっていますが、これでよいか今日の時点で確認しておいた方がいい訳ですね。

では、まず①、②を技術指針にどう入れるということについて、概ね既に条例改正を行った都道府県、市の大半が行っているという説明がありましたが、いかがでしょうか。複数案は当然入れるとして、優先事項を決めること、一番判断が別れるのがゼロ・オプションをどうするかという部分になるかと思えます。要は事業を実施しないということを示すか、明示する場合にゼロ・オプションを設定しない場合の理由を記載してもらおう、複数案についても設定出来ない場合が当然ありますので、その理由の記載をもらうという規定は普通に考えれば当然必要になるかと思えますが、その点についてご意見を承ります。亀山委員どうぞ。

亀山委員

資料の1の2に出てくる評価のイメージというものがありますが、道路とカリニアのときもそうですが、一定の幅で検討しており、3km幅で検討するとか、道路のアセスメントは500mの幅で検討をするという方法をとっています。その幅の中で具体の線を何本か引ける場合や、その幅の中で何かを行うという場合に、それは複数案として認めるのかどうか。廃棄物処理施設の場合で、A、B、Cという地点の複数案の設定があればいいのですが、この範囲のどこかで行うという場合に複数案がこの中に入っているのか。事業によっては、そういった可能性を認めるのか、その認識の仕方をどのように考えていますか。

事務局
仙波

本日の段階では、マニュアルの改正案をお示ししていないので、具体的なところはまだ申し上げられないですけれども、道路に関してはルート幅を広くしたものを絞っていくことについても、複数案として認めるところで考えております。マニュアルの段階で

は、面的事業、線的事業、点的事業、それぞれの事業の種別に応じて複数案のあり方を整理したいと考えております。廃棄物焼却施設のような点的事業については、やはりそれぞれの地点毎での比較が基本となると思いますし、実際自治体等で焼却施設を設置する場合も地点の複数案を設定しているのが通常かと思います。その辺りも含めて、マニュアルの中では整理したいと思っています。

片谷委員長

確かに廃棄物処理施設のような例になると、このエリアのどこかという複数案では環境配慮の内容の検討のしようがない、保全すべき対象の施設と間の距離が数字で出てこなくなります。やはり、具体的な地点で複数案を示していただくのが基本となると思います。ただ、どんな場合でも例外的な状況はありえますので、それは個別対応でいくしかないと思います。点的事業については、基本は地点で複数案を示していただくことになるだろうと思います。

亀山委員

挙げた例が悪かったですが、土地区画整理事業などの面的事業で、細かくエリアを決められない段階である程度の幅をもって検討しないといけないものを想定して申し上げたものです。

片谷委員長

事業の種類によっては、幅で表現をせざるを得ない場合もあるかと思いますが、では他にいかがでしょうか。富樫委員どうぞ。

富樫委員

計画段階の配慮で複数案を検討してある案に決まり、具体的な調査を進めていったところ後戻りする必要が生じる場合、例えば調査をしてみたら深刻な影響があるということが分かった場合に、最初に決めた案ではなく別の案に戻ることができるといった規定は必要ないのでしょうか。

事務局
仙波

配慮書段階で複数案を検討し、その結果として方法書の段階で、複数案のいずれでもない案になるということ自体は認められています。その場合、また配慮書に戻らないといけないということではなく、検討した結果として、まったく別の地点になったということがきちんと説明されておれば、その地点について方法書の手続から行うこととなります。規定が必要かということについては、他の自治体において具体的にそういった規定が設けられているかどうかを調べていませんので、技術指針、マニュアルのどこかの段階で明示する必要があるかを含めて、検討をしてお答えしたいと思います。

富樫委員

今のは、方法書段階のお話しですけれども、さらに進んだ場合、例えば実際に現地調査が進んでみたら、当初想定していなかったようなものがあつた場合に、このまま進めるよりも計画段階で配慮した別の案の方が適切ではないかという検討も行えるのかどうかというところです。

事務局
仙波

アセスをやり直す規定は元々設けられていまして、評価書公告前、評価書公告後について、それぞれ、例えば事業の実施区域が何百メートルずれた場合には、アセス手続をここからやり直ささいという規定が設けられております。今おっしゃられたケースのように、何らかの事情で当初予定していた場所と全く違う場所になったということになれば、現行の条例の規定に基づき、新たな地点で方法書の手続からやり直す必要があります。

片谷委員長	<p>極端に変更する場合はそうなると思います。そこに満たない場合は、例えば方法書から準備書に行く途中の現地調査、予測の作業をしていたところ、配慮書段階で想定しなかった新たな事実が見つかって位置を少し変えざるを得なくなったときに、配慮書に戻ってやり直す必要があるかはかなり微妙なところですが、もちろん、大幅な変更であれば戻らざるを得ないと思います。それは既に現行の規定にもあるわけですが、何メートルといった形で規定しているのでしょうか。</p>
事務局 仙波	<p>事業の種類によって個別に規定しています。例えば廃棄物焼却施設であれば事業実施区域が 300m以上変わる場合はやり直すというような規定になっています。それぞれ事業の種類によって、主要な影響があるものについて軽微な変更の範囲を定め、アセス手続を再実施するのか、そのままがいいのかそれぞれ規定しています。</p>
片谷委員長	<p>今の例で言えば、200mであれば、戻ってやり直す必要はなく、配慮書段階でのもっとも優れている案とは違った位置になることも出てきます。そういう場合に、次の図書である準備書にその変更理由が十分に記載されていればいいという扱いになるわけですね。</p>
事務局 仙波	<p>そうです。さらに、評価書の手続終了後であっても、軽微な変更の範囲内であれば認められるということです。</p>
片谷委員長	<p>富樫委員いかがですか。</p>
富樫委員	<p>基本的には、計画段階配慮というのは後戻りがないために設けるものと思いますが、逆にこれで決めてしまったが故に柔軟に前の案を再評価することができないとすると、困るケースがあるかもしれないことを気にしたところですが、ケースバイケースだと思いますが、あまり固定化されないようにしておいたほうがいいと思います。</p>
片谷委員長	<p>配慮書段階での調査は、主として文献調査ですので、方法書以降の段階で現場を掘って見たら文化財が出てきたということが起こり得る訳です。そこでの変更に対しては、現行の規定、廃棄物処理施設であれば 300mの規定で仕分けして対処せざるを得ないと思います。あまり、柔軟にという言い方は使ってはいけないと思いますが、柔軟に対応できるところはして、厳しくみるところは厳しくしてという使い分けをするのが基本かと私は思います。富樫委員いかがですが。</p>
富樫委員	<p>そのように期待したいと思います。</p>
片谷委員長	<p>梅崎委員どうぞ。</p>
梅崎委員	<p>複数のルートが出てきたときに技術委員会でその環境影響を評価しますが、技術委員会としてはそこまでののでしょうか。それとも、ルート選定に対しても意見が言えるのでしょうか。要するに環境影響は大きいだけけれども、そちらの案になるということもありえるのでしょうか。</p>
事務局 仙波	<p>配慮書の段階の趣旨は、重大な環境影響を回避低減することですから、複数案を検討する中で重大な環境影響が回避低減できないという案が仮にあるとすれば、事業者でそ</p>

の案は基本的には採用しないはずで。

梅崎委員

想像なので具体的なことは言えないのですが、重大な影響があるとしたときに対策をとればいいということで事業者が重大な影響がある案を選定した場合に、それに対して技術委員会の意見がどれくらい強制力があるのかということです。

片谷委員長

私の理解では、複数案の選定が妥当でない委員会が判断すれば妥当でないという意見を出すことは可能です。ただ、あくまでもこの委員会の意見は知事への答申ですから、知事と事業者のやりとりになるのでこの委員会が決定権をもっているわけではない。ただ、知事に対して強く意見を述べることは十分できるというのが私の理解ですがそれで正しいですか。

事務局
仙波

そうなります。環境保全措置の優先順位についても、技術指針の中で代償の措置は最後と決められています。環境保全措置を検討するとしてもその優先順位に従うこととなりますので、知事意見としても当然述べることとなります。意見として言うことは可能ですが、方法書の段階になってどの案が採用されるかは、知事意見を踏まえての事業者の判断ということとなります。

片谷委員長

この委員会から複数案の中のどれが適切であるかということについて強い意見を言えるという仕組みということで、ご理解いただければいいと思います。亀山委員どうぞ。

亀山委員

2点あります。配慮書で技術委員会が意見を述べたことについて、その検討の経緯を記載することになっているかが一点です。二点目は、先ほど富樫委員が言った変更についてですが、北陸新幹線で福井県の中池見湿地がありまして、アセス終了後、軽微な変更ということで路線を200mずらしてしまっただけで、その路線が国定公園、ラムサール条約の登録を受けた湿地の範囲内に入ってしまったので、日本自然保護協会の反対運動により再調査が行われました。結果として、元の路線に戻ったということがありました。反対運動がなければそのまま行っていたのではないかという気がしています。そういった場合に、こういった対応をとるかなかなか難しいですね。

事務局
仙波

一点目の配慮書段階の検討経緯が記載されるかどうかにつきましては、今回の条例改正において方法書の記載事項として明記していますので記載されます。

二点目は、法も条例もそうですが一定の基準を決めて、ここまでは軽微な変更、それ以上は手続のやり直しという線引きをしています。今回検討する中では、新しく対象事業として追加をするものについては、できるだけ厳しめの基準としています。

片谷委員長

中池見湿地の話は、環境アセスメント学会でも検証をしているところですが、いい教訓を残してくれた事案だと思っています。やはり、決められた範囲内の変更であれば全ていいということにはならない。条例の運用上いろいろな対応の仕方があると思います。去年、神奈川県であった事例では、最初のアセスから10年経っており、そこから着工していない事業について着工したいという申し出があり、再アセスが必要か審査をしました。その際は、追加調査をしてもらって、重大な環境の変化は起こっていないということで、従来の予測評価の結果をほぼそのまま適用してアセスを新たに実施する必要がないという判断をしました。事業の変更については、運用の中でかなり対応できる部分だと思いますので、事務局が関連する分野の委員の意見を聴きながら事業者に指示

をしていけばいいと思います。300m以内であれば、いくら移動してもかまわないといった解釈はやはりすべきではない。距離的には短くても、すぐ近くに重要な保全対象があるということであれば、簡単に動かしてもらっては困るということです。そこは、個別の判断で対応せざるを得ないと思います。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

資料 2-1 の参考の図ですが、事業の構想は、誰が策定するのですか。

事務局
仙波

事業者です。事業者が何かの事業をやるということを決めた場合に一般的に構想を立てる、ここに記載したのは事業の構想段階のより近いところから、環境影響評価の土俵に上げるということで記載をしているものです。

佐藤委員

事業者というのはどういう方々でしょうか。会社でしょうか、役所でしょうか。

事務局
仙波

事業の実施主体ですから、ごみ焼却施設であれば、市町村になりますし、道路事業では国や自治体になりますし、鉄道事業であれば民間になります。実際の事業の種類によって異なると思いますが、一般的な事業主体となり得る者ということです。

片谷委員長

事業主体がどういう主体であるかによって、対象事業となるか、配慮書手続を義務付けるか、努力義務とするかの違いが出てきますが、公共事業であれば自治体の事業部局、民間事業であれば民間事業者となり、国直轄の事業では国になります。よろしいでしょうか。

では資料 2 の①、②の技術指針の改正につきましては、御質問はありましたが、特に御異論はありませんでしたので、その方向で進めていくということで御了解いただけたものとさせていただきます。

では、次の環境要素の種類の見直しということで、電波障害、日照障害、光害と、あと放射性物質については資料 2-4 が参考資料として出ています。これについて御意見のある方はお願いします。鈴木委員お願いします。

鈴木委員

資料 2-3 で、長野県では対象事業に共通するものに黒丸がついているということですが、黒丸がついていても事業によって関係ない環境要素もあるかと思います。長野県として気になるのは温泉です。他の県、市をいれると 13 の自治体が規定していますが、長野県はこの中でも相当温泉の数が多い県ではないかと思います。そのような状況で、温泉を環境要素として追加する必要がないということについて説明してください。

事務局
仙波

温泉については、備考欄に記載がありますが、地熱発電に対する環境要素として設けているところがほとんどです。今、鈴木委員がおっしゃったことは、もっと幅広い、触れ合い活動の場や水象といった観点からの温泉への影響かと思います。今も温泉として明記はしていませんが、それらの環境要素の中で評価の対象としていますので、丸はつけておりません。

鈴木委員

今の話は分かるのですが、先ほど条例の説明にもありましたが、地熱発電が明記されます。地熱発電は温泉に対して大きな影響があるという理由で他の県では導入されているということでしたので、これは入れるべきではないかと思います。環境要素として明記しなくても、温泉については、地下水の問題ですので対象とすると考えることもできますけれども、条例で地熱発電を明記したこと、他の県でも環境要素として捉えている

ことから、長野県でも是非入れてもらいたいと考えます。

事務局
仙波

先ほど説明したように当県の技術指針については、対象事業に共通的な事項を定めるということでやってきたところですが、今回、その他の環境要素という区分を設けることを御説明しましたが、例えば電波障害であればある程度の高架橋や高層建築物を建設するものに限定されるかと思えます。これまでより線引きが幅広くなっていますので、いただいた御意見を参考に次回までに検討させていただきたいと思えます。

片谷委員長

富樫委員、関連の御発言ですね。

富樫委員

鈴木委員に同感です。

片谷委員長

新たな環境要素として設けるか、技術指針の中で地下水などのところに温泉という言葉盛り込むかどちらかの対応ですね。それは、次回までに事務局で検討していただくということでお願いします。長野県も温泉がたくさんありますので、温泉の保全ということが技術指針のどこかで表現されることが重要と考えますので、取扱いについて事務局で検討していただくということで、今日はペンディングで進めたいと思えます。塩田委員どうぞ。

塩田委員

環境要素の種類の見直しの中に、電波障害、日照障害、光害とあるのですが、これは見直しではなくて追加ですよ。見直しというと、既にマニュアルにどういふことをやるかが記載されており、新たな科学的知見を入れ込みますというのが見直しと思えます。マニュアルについては、他の都道府県、市町村など出典が限られていますので、3つの新たなものは、少し調査をする必要があるのではないかとと思えます。いかがですか。

事務局
仙波

おっしゃるとおりの状況だと思えますので、早く案としてお示しして先生方の御意見をお聞きしながら、できるだけ新しい知見を取り入れて作成したいと考えています。よろしくお願ひいたします。

片谷委員長

結局、ここに丸がついていないままだと、超高層ビルが建つような場合、夜間照明がかなり派手な建築物が建つような場合に、アセスの項目に選ばれないという可能性があり得ると懸念はあるわけです。技術指針の中身をどうするかはこれから検討することとして、事務局としては追加したいという方向の提案ということでよろしいでしょうか。

事務局
仙波

そうです。確かに見直しという言葉は適当ではなかったかもしれません。追加ということに入れたいというものです。

片谷委員長

亀山委員どうぞ。

亀山委員

光害の部分ですが、15年程前に環境省で8番目の公害を作ろうということで光害の委員会がありまして、天文学者と生物学者が集まって会議を行いました。動植物への影響については、その際かなり書き込みましたが、10年程前にガイドラインを改訂した際にほとんど消されてしまって、動植物に関する部分がなくなっていました。それと、日本では光害の研究者はいませんが、外国では非常に大きな問題とされており英語の論

文はたくさんありますので、英語の論文についても調べていただければと思います。

片谷委員長

事務局で何かコメントはありますか。

事務局
仙波

今日の資料4の6ページに記載している環境省の光害対策ガイドライン 2006 が最新版です。亀山委員がおっしゃったのはその前のバージョンで、動植物の関係が充実していましたが、新しいバージョンではその部分が削除されているという点については確認しました。光害について、どのような部分まで対象としているかは、都道府県によっても扱いが違いますので、マニュアルの具体的な記載については、是非、御相談をさせていただきながら進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

亀山委員

念のため一言言わせていただくと、光害というと単純な明るさもあるのですが、それ以外も重要です。例えば野辺山に電波天文台がありますが、あそこは電磁波がすごく少ないので、当時の東京大学はそういう理由であそこに設置を決めました。電磁波で、空が汚染されていないクリーンな空だということはすごく大事なことで、単純に可視光だけではなく電磁波も大事だと思います。

片谷委員

名前が光害のままでも、可視光以外の電磁波が対象に含まれているような記載は構わないと私も思います。技術指針の改定の中で対応が可能かと思しますので、それについては事務局でまた検討してください。塩田委員どうぞ。

塩田委員

光害についてですが、夜間の照明のことが主体になっていますが、反射光も大きな問題です。例えば、アメリカでは高速道路の側に高層の建築物がたくさんあり、その建築物はコンクリートとガラスでできています。自動車が走っていて、西日が反射して、百数十キロで走っていた自動車のドライバーが驚いて壁にぶつかる、高速道路から落下すると、これは大きな影響となってくる可能性があります。海外での論文も読んだことがあります。是非調べて検討していただければと思います。

片谷委員長

今の件も検討材料には入れてもらうようにお願いします。

事務局
仙波

今の点は、交通安全の観点からの御指摘でしたが、太陽光発電所でも反射光の問題があります。景観として見ていくこともできますが、どの環境要素として捉えていくのかという問題がありますので、その点は次回以降に御検討いただければと思います。

片谷委員長

太陽光発電でも反射光の問題は注目されている例もありますから、光害を加えるのであればその中で整理してもいいのではないかと思います。それは、長野県独自のやり方で構わないものですから御検討ください。野見山委員どうぞ。

野見山委員

風害については、政令市ではほとんど環境要素として規定しており、都道府県ではあまり規定していないということですが、この理由について教えてくださいませんか。

事務局
仙波

高層建築物を作る場合に、その周辺の局所的な気象への影響という観点で風害は捉えられています。政令市については、都市部ですので高層建築物がアセスの対象事業になっていて、そうした事業に対して選定し評価することになっています。一般的な風害や気象のイメージとは異なり、高層建築物による局所的な影響という観点です

野見山委員	県単位ではあまり必要がないという説明ですが、愛媛県は導入しています。長野県では必要ないのでしょうか。
片谷委員長	大都市で、高層建築物を建てる案件が多いところでは入れているというのが実態です。実際、何をやっているのかというと、風動実験をやってビル風の影響がどこにでるかということをしてビルの周辺に予測地点を設定し、ビルが建った場合にどれくらい風が強くなるか予測値を出して、A, B, C, Dの4ランクを付けて、Dがあったら駄目というような評価をしています。
野見山委員	長野県のように、高層建築物があまり周りにない状況で、一本だけ高層建築物が建っているという状況であれば問題がないということでしょうか。
片谷委員長	一本でも高層建築物が建てば、ビル風は起こり得ます。建築基準法上は、県内に60階建てのような建築物は建てられるのでしょうか。
事務局 仙波	基準を満たせば高さの制限はないかと思います。
片谷委員長	土地が広いので、高層建築物を建てる必要はないのかもしれませんが、出てきてしまう可能性はあるということでしょうか。
事務局 仙波	野見山委員がおっしゃったとおり、青森、沖縄、愛媛、和歌山が対象としています。どういう観点で入れているかを確認して、必要性を検討させていただきます。
片谷委員長	環境要素として規定しておいて、高層ビルの案件以外では項目として選定されない、高層建築物の案件が発生したら選定されるということで、他県の技術指針を参考に規定しておくという手もあるかと思います。ですので、検討には入れておいてください。 今までの御意見ですと、電波障害と日照障害についても主に高層建築物についての話ですが、これらは超高層でなくとも8階建てぐらいのケースでも起こり得るものですから、入れておいた方が無難だと思います。今、光害もいろいろ御意見が出ましたが、それぞれ入れる方向での御意見でしたから、入れたいという事務局の提案に対して御異論はないということでしょうか。ありがとうございます。入れるという方向で御了解いただいたということで扱わせていただきます。 一方で放射性物質については入れないという案になっていますがよろしいでしょうか。少なくとも原発はない訳ですが、もし、放射性物質を扱うような施設が県内に設置されるような場合には、全く無視はできないということになります。アセス制度以外の面では対応可能という理解でいいでしょうか。
事務局 仙波	一つは、技術指針に記載のない事項についても、事業の特性に応じて考慮するという規定がございますので、知事意見としてこれを評価項目にすべきということは、環境要素として定めていなくとも言うことはできます。例えば、昨年度の佐久の新クリーンセンターについては、放射性物質を評価項目としては設けませんでした。定期的にチェックするという対応については図書に記載してもらったこともございますので、柔軟な対応はできるかと思います。

片谷委員長 丸は付けなくても、必要な場合は意見として図書への記載を求めるとというのが事務局の判断ですが、よろしいでしょうか。

梅崎委員 リニアのときの電磁波と同じですね。

片谷委員長 そうですね。リニアのときは、電磁波、磁界ですか。磁界については項目を追加した訳ですね。

事務局
仙波 磁界ということで専門委員をお願いしました。

片谷委員長 ですから、放射性物質を扱う施設の案件が発生したら、追加項目で専門委員を呼んで審議するという対処することにはいたしましょうか。これについては、丸はつけないということで御了解いただいたことにさせていただきます。

(3) その他で保全対策という言葉が環境保全措置に修正するというので、これはよろしいですね。では、これも御了解いただいたこととさせていただきます。そうしますと資料2の内容は確認いただけました。

資料3については修正の文案が出てきております。今日これを文言レベルまで全部確認するという事は時間的に難しいですけれども、事務局こういった扱いとしますか。

事務局
仙波 また後ほどお願いいたしますけれども、2週間程度の期間で確認していただき、何かお気付きの点があれば御指摘いただき、事務局として再度検討いたしまして次回の委員会でお示ししたいと思います。

片谷委員長 亀山委員どうぞ。

亀山委員 資料の3の19ページに別紙がついています。ミティゲーションを5段階に分けているのはなかなか面白いと思いますが、通常は3段階で回避、低減、代償としています。これを5段階にしようというつもりで別紙がついているのでしょうか。資料3を読んでいくときに、別紙との関係が分かりにくいので確認です。

事務局
仙波 技術指針の「第2 環境影響評価の実施の基本方針」の中で、事業計画については環境基本条例等を参考にすること、それから環境影響評価等を行うに当たっては別紙に従い検討することになっています。確かに委員がおっしゃるとおり5段階に分けているのは珍しいですが、現行のままで今のところは考えています。他県では、回避、低減、代償が多いですが、最小化をいれているところもあるなど扱いはまちまちです。準備書等で環境保全措置を記載していただく際には、このどれかに分類をした上で記載をいただいておりますが、実際はなかなか区別が難しいところもございます。もっとすっきりさせた方がいいという御意見があれば、そこも今回見直したいと思います。

片谷委員長 一般に最小化と低減を合わせて、低減といっている例が多いです。規模を小さくすることによって影響を最小化することと、保護や維持活動によって影響を最小化することをひっくるめて、低減といっているのが多いというのが私の理解です。だとすると一つ減ります。修正というのは、後追的な話ですので、予測評価の段階ではあまりなじま

ないものですから、抜いてしまってもいいのではないかと思います。低減の説明を最小化の説明と合体させてしまえば3段階になります。事務局で検討してみてください。

亀山委員

環境省でアセスの見直しの委員をしていたときに、法律家は厳密に言葉を使いたがります。こうした行為は、回避か、低減か、代償か、これを厳密にしないと議論できないです。例えば、谷があって、谷の上に橋を架けるとします。うんと高いところに橋を架けるとすると何の影響もないので、それは影響を回避できています。それがだんだん下がってくるとすると、ある程度影響はあるけれども比較的low減されていることができます。どんどん下がってくると、最後には、コンクリート構造物で川を渡ったりしますが、そこを魚が移動できるようにするからこれは代償になります。今の例で分かるように、回避、low減、代償は連続的です。その連続的なものを用語で区切れと言われても区切れないですよ。あまり用語をたくさんにして、後で首を絞めないようにした方がいいと思います。

片谷委員長

今のご意見も参考にして事務局で御検討ください。では、資料3については文言レベルも含めて、この赤と青の部分が適切であるかどうかの確認作業を2週間以内をお願いしたいということですので、御協力をお願いいたします。

資料4については、参考文献のリストがついていますが、これは今回議論することではなくてよろしいですね。

事務局
仙波

これも同じように確認していただいて、次回までに御意見いただいたものを反映するという形にさせていただきたいと思います。我々のほうで承知をしていない文献もあるかと思いますが、それぞれの環境要素の御担当の分野について御確認をいただければありがたいと思っております。

片谷委員長

特に書かれている発行年が最新版であるかという確認も重要であると思います。その後、改訂をされていることなどにお気づきになった場合には、事務局にお知らせいただくようにお願いします。これは特に委員の皆様方の御専門の分野について出来るだけ詳しくチェックしていただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。それでは資料2から資料4まで見てまいりましたけれども、議事1について今日の時点で何か御発言ありますか。富樫委員どうぞ。

富樫委員

資料2のマニュアルの改定のスケジュールでは、平成27年内にということでしたが、具体的にいつの審議で決めるといったことは想定されているのでしょうか。

事務局
仙波

11月、12月と技術委員会の日程は調整させていただいておりますので、出来る限り12月の審議をいただいた後でマニュアルも含めて改正をしたいと思っております。確かにかなりタイトな部分もございます。配慮書の部分については施行もまだ先ですので、場合によっては優先順位を付けて後から改正する可能性もありますが、今のところは一律12月までと考えております。

片谷委員長

配慮書以外は、ある意味1月ということの後ろが区切られている状況ですので、その期限に間に合わない場合は部分的に先送りするのはあり得る選択肢ですね。

事務局

技術指針そのものは県の告示として出さなければならないので、複数回に渡ってとい

仙波	うことは考えていません。少なくとも技術指針については12月と考えています。技術指針マニュアルについては、県のHPで公表は行いますが告示は伴いませんので、場合によっては段階的にということもあるかなと思っております。
片谷委員長	先ほどの電磁波の話ですとか、反射光の話は、文献調査が間に合わないという可能性も考えられますが、できるだけ12月にはまとめたいという事務局の意向だということをお聞きいただければと思います。佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	資料2-3についてです。表の右端に数字を入れていただければ、他県の状況との比較ができ、長野県が頑張っているということが見えるかなと思います。どうでしょうか。
事務局 仙波	確かに、右端に数字があった方が分かり易いと思いますので、次回付け加えさせていただきます。
片谷委員長	資料を分かり易くすることも重要なことですから、御指摘ありがとうございます。では、議題1につきましては、本日はここまでとさせていただきます。先ほど説明ありましたように2週間後の11月5日までにお気付きの点について御指摘いただきたいということ、現時点での目標は12月の審議会での完了であるということをお聞きいただくようお願いいたします。塩田委員どうぞ。
塩田委員	マニュアルの中身の文言も変えていいということですか。
片谷委員長	そうです。
塩田委員	それを12月までに行うというのは無理ではないですか。
片谷委員長	条例が1月に施行されますので。
塩田委員	技術指針はそうだと思いますが、マニュアルについては、3か月ぐらい遅れても大丈夫ではないでしょうか。
片谷委員長	それは先ほど申し上げたように、部分的な先送り、修正が発生することは許容範囲であり、100%確定しなくとも許容されるということです。
塩田委員	委員長もご存じかと思いますが、環境省で現在技術ガイドの見直しを行っています。私の担当としている生活環境の第1回委員会は来年の1月でそれまで詳細が分かりません。先に作ってしまうと環境省と食い違ってしまう可能性がありますので、その辺を踏まえて慎重に実施すべきではないでしょうか。
片谷委員長	今、お手元にある資料4は現行のマニュアルですので、これに条例改正に伴って足りないところは今回追加せざるを得ないですね。そうでないと条例が改正されたのにマニュアルが示されていないという状態が発生してしまいます。環境省の新しい技術ガイドとの整合性の確認については、その後に行うことにせざるを得ないと思います。
塩田委員	暫定ということはできませんか。

片谷委員長 現状のマニュアルで不足している部分を1月に追加して、環境省の技術ガイドとの不整合が生じた部分については順次対応していくという形しかできないのではないのでしょうか。環境省を待っているとその間、不足部分のあるまま現行のマニュアルが生きていくことになってしまいますから、それはまずいですね。

塩田委員 用語の変更なども絡んでいるので、少し慎重に対応すべきかと思ひまして。

片谷委員長 環境省の技術ガイドが1月の条例施行より前に出るのであれば、反映させることは可能ですが、施行の方が先ですから技術ガイドを待っているとその間空白の期間ができてしまいます。整合性のチェックはその後にならざるを得ないと思ひますが、事務局はどういう御意向ですか。

事務局 仙波 マニュアルの今議論になっているような部分については、先送りして対応することで構わないと思ひます。環境省で見直しが行われているのであればその時点で対応したいと考えております。マニュアルについては、ある程度臨機応変に12月、1月にこだわらずに見直しを行いたいと思ひます。

片谷委員長 今できる部分は、1月の施行に間に合わせたいという趣旨ですので、環境省に合わせていく作業はその後順次行っていくということで御理解いただきたいと思ひます。それでは2番目の議事ですが、リニアの確認調査に関する事業者の回答が出てきましたので、それを御説明いただきたいと思ひます。事務局からお願いします。

事務局 仙波 資料5をお願いいたします。こちらは前回の委員会でも、JR東海が平成26年度中に実施した動植物に関する確認調査結果について御議論をいただき、委員の皆様のお意見を踏まえて、長野県からの助言としてJR東海に9月16日付けで送付をいたしました。その後、10月7日にJR東海から助言に対する対応方針について報告がありましたので、御説明をさせていただきます。

1番は、鳥類について地元の研究者からの聞き取り等で情報の入手に努めるようにとの意見ですが、地元の研究者からの聞き取り等による入手に努め、具体的な環境保全措置の検討に活用するとの対応方針が示されています。

2番は、重要種の確認場所の表現について、改変場所からの距離との関係をしっかりと定義してほしいとの意見ですが、こちらでも追記を行うこととなり、ホームページ上にJR東海が掲載をしている確認調査結果には具体的な定義が現在記載されています。

3番は、長野県レッドリストの動物編の改正版が昨年度末に公表されたため適切に対応してほしいとの意見ですが、こちらでも今後の調査の中で新たな追加種が確認された場合は、これまでと同様に適切に環境保全措置を検討していくとの対応方針が示されています。

4番のミヤマシジミについても、具体的な工事計画が確定して、食草のコマツナギの生育場所が改変された場合は、コマツナギごと個体群を別の場所に移植する環境保全措置を検討することであり、助言通りの対応方針が示されています。

5番のキマダラルリツバメですが、地元からの生息情報はありますが、事業者の調査では確認ができなかったとのこと。非常に局所的な発生ということで難しいようですが、引き続き調査を継続して確認に努めるとともに、今後工事計画が具体化する中で発生木周辺をできるだけ改変しないように影響回避に努めるとの対応方針が示され

ています。

6番は、一部実施済みの環境保全措置について実施状況を報告することを求める意見ですが、こちらについても、本年度に実施した調査結果と環境保全措置について、来年度にまとめて報告すると対応方針が示されています。

最後に7番で、事業者が独自に実施した南アルプス源流部の調査について、秋の時期だけでは足りないのではないかと御意見をいただきました。こちらは、元々の事後調査計画の中には含まれていない独自の調査ではありますが、事業者では、今後工事の実施までの間に源流部等に立ち入ることもあるので、その際に意見を踏まえて確認を実施することを検討していくとの対応方針を示しています。

資料5については以上のとおり、全ての項目について基本的には県の助言に従い対応するとの回答がありました。リニアの関係の今後の予定ですが、昨年12月に大鹿村について水資源に係る具体的な調査の計画が提出されましたが、それ以外の市町村についても今後提出される予定です。具体的な時期は決まっていますが、早ければ年度内に他の市町村の水資源の調査計画が出てまいりますので、前回と同様に関係する委員の方に御議論をいただくか、技術委員会の中で行うかはタイミングにもよりますが、対応をお願いする予定です。また、発生土置き場についても、工事に早目に着手する場所については、現在JR東海で候補地における環境影響評価を実施している状況です。一番早い場所については、今年度中に候補地における環境影響評価の結果が出てきて、技術委員会の中で御議論をいただく可能性があります。その際にはよろしく願いいたします。以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。では、今の御説明について、御質問、御意見を承ります。

富樫委員

7番の事業者の対応方針について、實際上事業者の判断で大変な努力をされているということは分かりますが、そのことと十分な調査であるかどうかはまた別の問題だと思います。引き続き、努力をお願いしたいと思います。

片谷委員長

今の点は要望事項ということで事業者にお伝えください。他にいかがでしょうか。全体的には前向きな回答が出てきているという印象ですけれども、今後も事務局から説明があったように報告を受けるタイミングがあります。ちょうど技術委員会が開かれるタイミングであればその場で報告していただきますし、タイミングが合わなければそのためだけに技術委員会を招集するというのも難しいでしょうから、関連する分野の委員だけに集まっていただく、あるいは郵送やメール等のやりとりで確認いただき助言を出すという手続になろうかと思えます。関連する分野の委員の皆様には、御負担をおかけすることもあるかと思えますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、全体を通して何か御発言ありましたら承ります。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では本日の議事はこれで終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。

事務局
仙波

事務局から今後の予定を説明させていただきます。

技術指針及び技術指針マニュアルの改正に係る今後の審議予定ですが、次回、第3回技術委員会を11月19日（木）午後から議会棟404、405号会議室で開催予定です。開催通知については追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願い申し上げます。

また、国道153号伊駒アルプスロードの配慮書が近日中に公表される予定です。まだ

条例の改正の施行前なので、技術委員会の意見を述べる規定はありませんが、県が事業主体となっていますので、次回の技術委員会の際に配慮書の説明を行い、意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

技術指針等の改正については、追加の御意見等がありましたら11月5日（木）までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。合わせて、本日委員の方にお配りした技術指針マニュアルについても担当分野を御確認いただき、修正すべき箇所がございましたら、短期間で恐縮ですが、同じく11月5日（木）までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。なお、技術指針マニュアルにつきましては、別途、電子ファイルでもお送りさせていただきます。いただいたご意見については、次回委員会までに資料に反映して、さらに議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

事務局
寒河江

それでは本日の技術委員会をこれで終了いたします。
ありがとうございました。